

事業承継税制 平成30年度税制改正のポイント

中小企業の事業承継を力強く後押しするため、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

※今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を支援します。

1 経営環境変化に対応した減免制度を導入します

現行制度

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。



改正後

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大します

現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。



改正後

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。事業承継時の贈与税・相続税の支払負担をゼロにします。

3 雇用要件を抜本的に見直します

現行制度

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。



改正後

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。人手不足等を踏まえた柔軟な制度になります。

4 対象者の制限を大幅に緩和します

現行制度

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。



改正後

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。多様な事業承継が対象になります。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。